

普代村地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、普代村が設置する普代村地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防支援等」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 介護予防支援等の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行う。

2 介護予防支援等の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 センターは、介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは介護予防・生活支援サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 普代村地域包括支援センター
- (2) 所在地 普代村第9地割字銅屋13番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
- (2) 担当職員 次に掲げる者のうちいずれか2名以上(常勤)

ア 保健師又は経験のある看護師

イ 主任介護支援専門員

ウ 社会福祉士又は経験のある社会福祉主事

2 管理者は、センターの担当職員その他の従事者の管理、介護予防支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

3 担当職員は、介護予防支援等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで

ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(介護予防支援等の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援等の提供方法及び内容は、久慈広域連合指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年久慈広域連合条例第5号)第30条から第32条までに定める効果的な支援の方法に従って実施する。

2 利用者の相談は、センター内又は利用者の自宅において行う。

3 担当職員は、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス・支援計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

4 前項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、介護予防サービス事業者等が設置する事業所内で行う。

5 担当職員は、介護予防サービス・支援計画の作成後、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

(1) 少なくともサービスの提供を開始する月(以下「提供開始月」という。)、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者面接する。

(2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、通所型サービス事業所を訪問する方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(介護予防支援等の業務の委託)

第7条 センターは、介護予防支援等の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

2 前項の規定による介護予防支援等の一部を委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防支援等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、普代村地域内とする。

(秘密保持)

第10条 センターの担当職員その他の従事者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、退職後においても同様とする。

(苦情処理)

第11条 センターは、自ら提供した介護予防支援等又は自らが介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者の報告し、久慈広域連合及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止)

第13条 事業所の職員は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底する。

2 前項について、高齢者虐待防止のための指針を別に策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第14条 センターは、職員の利益の保護及び能率の発揮のため、他の職員又は利用者若しくはその家族等から受けるハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努める。

(記録の整備)

第15条 センターは、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 センターは、利用者に対する介護予防支援等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。